

国 地 契 第 9 4 号  
平成 2 4 年 3 月 2 1 日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

平成24年度及び平成25年度の工事に対する政府調達に関する協定の適用について

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額」（平成24年1月23日財務省告示第25号）が告示され、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に締結される調達契約に関する政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用額が定められたことを受け、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

次の各号に掲げる通知の規定中「6億9千万円」を「5億8千万円」に改める。

- 一 「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）記1
- 二 「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）記1(1)及び(3)

#### 附則

この通達による改正後の各規定は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に契約を締結する工事に適用する。